



(法第十一條第二項第三号の政令で定める個人情報ファイル)

**第十二条** 法第十一條第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第二条第六項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一條第一項の規定による公表に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第二条第六項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書の記載事項)

**第十三条** 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示(次号に規定する方法及び電子情報処理組織を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

三 保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

前項第一号、第十五条第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十条第一号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第二十四条第一項の規定により行政機関が定める方法をいう。

第一項第二号及び第十五条第一項第四号において「電子情報処理組織」とは、行政機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と開示を受ける者の使用者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許(法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十六条を除いた電子情報処理組織をいう。(開示請求における本人確認手続等))に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許

証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理局に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他の法又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出しができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類

三 写しの送付の方による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項(行政機関が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。)

五 前号各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

三 法第十二条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。)を行政機関の長に提示し、又は提出しなければならない。

四 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長(法第二十一条第一項の規定による通知があつた場合にあつては移送を受けた行政機関の長、法第二十二条第一項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたもののみなす。)に届け出なければならぬ。

五 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、開示請求の年月日

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 法第二十三条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(開示の実施の方法等の申出)

**第十九条** 法第二十四条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

二 第十五条第二項第一号に掲げる場合に該当する事項に定めることを要しない。

(法第二十四条第三項の政令で定める事項)

**第二十条** 法第二十四条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を求める場合にあっては、その旨

(開示請求に係る手数料)

五 第二十二条 法第二十六条第一項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円

三 一の開示請求が複数の行政文書に記録されている場合は、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

四 一の行政文書ファイル(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二

一 開示請求の年月日

二 法第二十三条规定各号のいずれに該当するかの別及びその理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(法第二十三条规定の政令で定める事項)

**第十五条** 法第二十三条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求を提出する場合の提出先及び提出期限

(法第二十三条规定の政令で定める事項)

**第十八条** 法第二十三条规定の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。



施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

**第三条** 第二号の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第一項第二号の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二一年一二月二八日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日 (平成二十二年一月一日) から施行する。

附 則

(平成二三年一二月二六日政令第四二一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、改正法施行日 (平成二十四年七月九日) から施行する。

(経過措置)

**第三条** 次に掲げる政令の規定の適用については、中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

第一略

**第二条** 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十四条第一項第一号及び第二項第一号 (これららの規定を同令第二十三条において準用する場合を含む。)

**第一条** この政令は、法の施行の日 (平成二十二年一月一日) から施行する。

附 則

(平成二三年一二月二六日政令第四二一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十七年一月九日) から施行する。

附 則

(平成二七年八月二八日政令第三〇一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下この条及び次条第二項において「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成二十八年一月一日) から施行する。

**第二条** 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

**第五条** 第十三条及び第十四条の規定による改正後の各号に掲げる政令の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原本の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、当該各号に掲げる政令の規定に掲げる書類とみなす。

**第一項** 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十一条第二項第二号 (同令第二十条において準用する場合を含む。)

**附 則** (平成二四年六月一五日政令第六四号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二十五年一二月二〇日政令第三四九号)

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十六年一月七日) から施行する。

**附 則** (平成二六年五月二九日政令第九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日 (平成二十六年五月三十日) から施行する。

附 則

(平成二七年五月二九日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日 (平成二十六年五月三十日) から施行する。

附 則

(平成二七年五月二九日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、新規の政令 (次条において「新政令」という。) の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令 (以下この条及び次条において「新政令」という。) の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第二条** 行政府の処分その他の行為又は不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**附 則** (平成二九年二月一五日政令第一九二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十七年一月九日) から施行する。

附 則

(平成二七年八月二八日政令第三〇一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (次条において「改正法」という。) の施行の日 (令和元年十二月十六日) から施行する。

附 則

(令和元年二月一三日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則

(令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則

(令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、住民基本台帳カードは、番号利用法整備法

第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた第三号旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う

時までの間は、個人番号カードとみなす。

**第一項** 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十四条第一項第一号及び第二

項第一号 (これらの規定を同令第二十三条において準用する場合を含む。)

**附 則** (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、行政不服審査法の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行する。

附 則

(平成二八年四月一日) から施行する。

(施行期日)

**第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (次条において「改正法」という。) の施行の日 (令和元年十二月十六日) から施行する。

附 則

(令和元年二月一五日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (次条において「改正法」という。) の施行の日 (令和元年十二月十六日) から施行する。

附 則

(令和元年二月一五日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則

(令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和三年九月一日から施行する。